

令和6年度公益社団法人被害者支援センターとちぎ事業計画

号数	事業項目	事業名	事業内容	実施予定	対象・参加人員・方法
第1号	相談事業	電話相談事業	被害者等のプライバシー等を保護するために、部外の者に相談内容等が聞こえない構造の電話ブースで、専用の被害相談電話(2台)により、被害者等からの相談受理や各種情報の提供等を行う。	随時 月～金 10:00から 16:00まで	・対象—相談を希望する被害者等 ・事務局員、支援活動補助員
		面接相談事業	被害者等のプライバシー等を保護するための面接相談室で面接相談を行う。また、電話・面接相談の結果、専門家によるカウンセリング支援が必要な者に対しては、臨床心理士・精神科医によるカウンセリングを実施し、被害者等の精神的被害の回復と軽減を図る。	随時	・対象—相談を希望する被害者等及び専門家によるカウンセリングが必要と認められる被害者等 ・事務局員、支援活動補助員 ・臨床心理士、精神科医
		法律相談業務	電話・面接相談の結果、法律専門家による相談が必要と認められるものに対し、弁護士による面接相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。	年24回 第三木曜日 (年12回) 随時 (年12回)	・対象—上記相談の結果、法律専門家による相談が必要と認められる被害者等 ・弁護士
		ホームページ相談事業	独自のホームページにおいて、被害者等からの相談受理やセンターの活動内容等を紹介する。	随時	・対象—県民
第2号	直接的支援事業	物品の供与事業	被害者等からの要請により、防犯ブザー等の物品を供与、貸与することにより、被害者等の不安を除去する。	随時	・対象—希望する被害者等
		危機介入事業	犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、被害者等の要請により、警察、被害現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施する。	随時	・対象—危機的状況にある被害者等に対し、事務局員、直接支援員が実施
		付き添い支援事業	被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察での事情聴取の際、被害者等の要望に応じて、被害者等の精神的負担の軽減を図るための付き添い支援を行う。	随時	・対象—当該支援を希望する被害者等に対し、事務局員、直接支援員が、法廷、病院、警察署、被害者等の自宅等で支援を実施
		家庭訪問事業	被害者宅等を訪問し、家事手伝い等日常生活の援助を行い、被害者等の精神的負担の軽減を図る。	随時	・対象—当該支援を希望する被害者等に対し、事務局員、直接支援員が実施
		宿泊場所提供事業	被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター(一時避難施設)等への斡旋を行う。	随時	・対象—当該支援を希望する被害者等に対し、事務局員、直接支援員が実施
第3号	各種手続きの補助事業	犯罪被害者等給付金申請補助事業	被害者等からの要請を受けたうえで、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定申請手続きの補助を行う。	随時	・対象—申請手続きの情報提供を希望する被害者等

		損害賠償請求制度等各種制度の情報提供事業	被害者等から要請を受けたうえで、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うと共に、申請手続きの補助を行う。	随時	・対象—申請手続きの情報提供を希望する被害者等
第4号	自助グループの育成・支援事業	自助グループの育成事業	被害者等の了解を得たうえで、同じような被害にあわれた方やその遺族を紹介するなどして、被害者等同士で語り合える自助グループの育成を図る。	随時	・対象—被害者自助グループの結成を目指している被害者等 ・事務局員、支援活動補助員も参加
		自助グループの支援事業	被害者等が社会に発言できる機会をコーディネートする等被害者等への後方支援を行う。	随時	・事務局長を担当者として、会合、研修場所の提供等の支援を実施
第5号	関係機関・団体との連携による被害者支援事業	警察等との連絡及び情報提供事業	被害者等の要請により相談・支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て、被害者等に提供する。	随時	・対象—当該支援を希望する被害者等 ・相談、支援担当各責任者が犯人の処罰、今後の裁判予定等の必要な情報を得て、被害者等に提供
		各種会合への参加事業	栃木県被害者支援連絡協議会（事務局：栃木県警察本部県民広報相談課犯罪被害者支援室）に加入し、センターの活動状況を報告するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他の各種会合の場において、被害者等の人権及び支援の広報啓発活動を推進する。	随時	・事務局長が総会に出席 ・各会議の席上において、センターの活動状況の発表、各種情報交換の実施
		全国被害者支援ネットワークへの参加	犯罪被害者支援の全国民間組織「全国被害者支援ネットワーク」に加入し、全国の民間組織と連携を図り、合同の研修会等に参加する。	年数回	・事務局員、支援活動補助員を派遣、参加
第6号	被害者支援の実態等に関する調査及び研究事業	県内での研究事業	センターで支援に携わった支援員に対し、アンケート等の方式による意識調査を行い、調査結果を資料として作成・公表する。	適宜	・事務局員において実施
		先進的組織等の調査及び研究事業	日本国内での被害者支援活動の先進的組織を視察し、先進的な被害者支援活動について調査及び研究するとともに、各種資料を入手する。	適宜	・事務局員、支援活動補助員を派遣、参加
		刊行物による情報収集事業	被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物により、収集、資料化する。	随時	・地方紙、全国紙、学術誌を購入
第7号	支援活動補助員等への研修及び養成事業	支援活動補助員等に対する継続的な研修	1 相談担当事務局員・支援活動補助員等の資質向上のための研修を行う。 2 相談担当事務局員・支援活動補助員等に対し、スーパーバイザー等が専門的立場から指導助言する。 3 相談担当事務局員・支援活動補助員等の代理被害防止対策のためのメンタルケアを行う。	随時	・対象—相談担当事務局員、センターの支援事業に参加している支援活動補助員 ・講師—精神科医、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、警察官等の専門家講師
		支援活動補助員養成研修	支援活動補助員の補充に際し、被害者等の心理や被害者等の実態、刑事手続き等の基礎研修を行う。	随時	・対象—センターの支援事業を希望する支援活動補助員 ・講師—事務局員、相談担当事務局員、専門家講師

第8号	広報・啓発事業	犯罪被害者等による講演の実施	関係機関、民間企業、職域団体等での研修会・会議等において、事務局員及び自助グループメンバーが自身の体験等に基づく講演を行い、犯罪被害者等の悲惨な現状と命の大切さ、犯罪被害者等に対する社会の役割、事件・事故の未然防止を訴える。	随時	・対象一県・市町・警察等関係機関、民間企業、職域団体等、学校等においては、警察本部犯罪被害者支援室と協働し「命の大切さを学ぶ教室」と題した講演等を実施
		部外講師による講演会の開催事業	被害者支援に携わる大学講師等を招いて県民のつどいを開催し、多くの県民に犯罪被害者等の悲惨な現状と命の大切さ、犯罪被害者等に対する社会の役割、事件・事故の未然防止を訴える。	年1回	・対象一県民、被害者支援関係機関、団体
		ポスター・リーフレット・カードの作成・配布事業	ポスター、リーフレット、携帯カード等を作成し、広く県民に配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。	適宜	・配布対象一市町、警察署等の関係機関、団体の窓口を設置し、広く県民に配布
		機関誌の作成配布事業	センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、会員等へ広く配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。	年2回	・配布対象一市町、警察署等の関係機関、団体の窓口を設置し、広く県民に配布
		広報媒体への広告の掲載事業	センターに関する広告を関係機関・団体が発行する広報媒体等に掲載を依頼する。	適宜	・地方公共団体の広報担当、マスコミ、公共交通機関等に依頼し、センターの活動を広報
		巡回パネル展示事業	県内の県・市町庁舎や公民館、学校、企業等において、啓発パネルを展示して、犯罪被害者等のおかれている現状や支援の必要性を広く訴える。	年12回	・対象一県民 ・展示方法一県・市町庁舎、県内中学高校大学、県内企業等 ・展示方法一支援活動補助員等によりパネル設置及び撤去等を実施 ・センター活動DVDを活用し、あらゆる窓口で放映
第9号	その他の事業	表彰事業	被害者支援活動やセンターの事業等に功労があった個人や団体に対して表彰を行う	年1回 随時	・対象、表彰規定に準じ、被害者支援に多大な功労があった又はセンターの事業の推進に関し、多大な協力等をした個人や団体に対して実施